

## 食品製造事業者規模拡大支援事業補助金募集要領

令和 5 年 7 月 1 9 日  
商工観光労働部企業振興課  
食品・メディカル産業推進室

### 1 事業の趣旨

県は、食品製造事業者（日本標準産業分類（平成 25 年 10 月 30 日総務省告示第 405 号）における食料品製造業（中分類番号 09）及び飲料・たばこ・飼料製造業（中分類番号 10）に属する事業を営む者のことをいう。以下同じ。）の労働生産性の向上及び県外からの外貨獲得による県内経済の活性化を図るため、県内の食品製造事業者が行う受託製造や事業拡大に向けた機械・設備の導入に要する経費の一部を支援する。

### 2 事業概要

#### (1) 事業内容

県内の食品製造事業者が実施する機械・設備の導入に要する費用の補助。

#### (2) 予算額

110,000千円以内

#### (3) 事業期間

交付決定日から令和 6 年 2 月 29 日（木）まで

※交付決定日以降に発注し、令和 6 年 2 月 29 日までに設置及び支払いが完了した経費が補助対象となる。

### 3 補助事業者

(1) 県内に主たる事務所又は事業所を有する中小企業者等（中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項に規定する中小企業者及び同条第 5 項に規定する小規模企業者をいう。）で食品製造事業者であること。

(2) 県税に未納がないこと。

(3) 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 321 条の 4 及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあつては、従業員等（宮崎県内に居住している者に限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者。

(4) 前条の補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）を実施する主体の構成員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは同条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと又は暴力団

若しくは暴力団員と密接な関係を有しないこと。

(5) その他補助が適当でないことと知事が認める者でないこと。

#### 4 補助要件

##### (1) 基本要件

- ・ 第三者機関（中小企業診断士、中小企業支援機関など）の指導・助言を踏まえて、事業計画を作成していること。

##### (2) 追加要件（地域経済波及型の場合）

- ・ 食品安全管理に関する第三者認証（FSSC22000、JFS-B など）を取得済み又は令和7年度までに取得予定であること。
- ・ 本県産農林水産物を原料として商品を製造しており、補助対象機器の導入により本県産農林水産物の使用量の増加が見込まれること。

#### 5 補助対象経費等

補助対象事業	補助対象経費	補助率	補助上限額
1 県内経済への波及効果が高いと見込まれる受託製造の新規受注・拡大などを図るための事業であって、補助対象経費の合計が750万円以上となるもの。 (地域経済波及型)  例：補助対象経費750万円の場合、補助額は500万円	機械・設備の導入に要する経費	3分の2以内	3,000万円 (ただし、千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)
2 事業の拡大を図るためのものであって、補助対象経費の合計が200万円以上となるもの。 (一般型)  例：補助対象経費200万円の場合、補助額は100万円		2分の1以内	500万円 (ただし、千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)

※ 補助対象経費には付帯工事及び補助事業により導入する機械・装置の据付けに

要する経費を含む。

- ※ 事業効果を高めるための複数の機械・設備の導入も補助対象とする。
- ※ パソコン・タブレット端末など、汎用性があり目的外使用が可能な機械等は補助対象外とする。
- ※ 補助対象事業は国、県及び市町村等による他の補助金を受けていないものに限る。

## 6 手続きの流れ

### (1) 応募書類の提出【事業者→県】

応募に必要な書類を県に提出してください（必要書類の詳細は、「7 応募手続」を参照）。

### (2) 審査、採択・不採択の決定通知【県→事業者】

県において、応募書類について内容確認を行い、補助金交付先選定審査会による審議を経た上で採択・不採択を決定し、通知します。

### (3) 交付申請書の提出【事業者→県】

申請に必要な書類を県に提出してください（必要書類の詳細は、別添「食品製造事業規模拡大支援事業補助金交付要綱」を参照）。

### (4) 交付決定通知【県→事業者】

県において、申請書類の内容確認を行い、補助金の交付を決定して通知します。

交付決定の通知があった日から、事業の実施（機械・設備の発注）が可能となります。

### (5) 補助事業の実施【事業者】

令和6年2月29日（木）までに補助事業を全て完了させる必要があります。

### (6) 実績報告【事業者→県】

補助事業完了後30日以内又は令和6年3月8日（金）のいずれか早い日にまでに事業実績書（交付要綱様式第1号）等を提出してください。

### (7) 補助金額の確定の通知【県→事業者】

県において、事業実績書等及び現地の確認を行い、事業完了と認めた場合、補助金の金額を確定して通知します。

### (8) 補助金の請求【事業者→県】

確定通知が届いたら、請求書（交付要綱様式第8号）を速やかに提出してください。

### (9) 補助金の交付【県→事業者】

請求書に記載された口座に、精算払いにより補助金を振り込みます。

## 7 応募手続

### (1) 募集期間

令和5年7月24日(月)午前8時30分から令和5年8月18日(金)午後5時まで

### (2) 提出書類

下記の書類を電子メール又は郵送・持参にて提出してください(応募者は電子メールにて提出した場合は、必ず食品・メディカル産業推進室に対し、電話にてその旨を連絡してください)。

なお、提出書類に関して質問がある場合は、令和5年8月4日(金)午後5時までに別添の質問書(様式3)を提出し、実施してください。

1	提案書(鑑)	様式1
2	事業計画書	交付要綱様式第1号
3	収支予算書	交付要綱様式第2号
4	特別徴収実施確認・開始誓約書	交付要綱様式第3号
5	誓約書(暴力団関係)	交付要綱様式第4号
6	納税証明書(証明日が令和5年6月1日以降のもの)	県の証明書
7	役員一覧表	様式2
8	法人登記簿謄本 ※個人の場合は住民票	謄本の写し
9	直近三期分の決算関係書類(損益計算書、貸借対照表等) ※個人の場合は確定申告書	任意様式
10	会社の事業概要が確認できる書類(パンフレット等)	任意様式
11	事業計画書の補足資料	任意様式
12	食品安全管理に関する第三者認証を取得済みであることを証する書類	証明書の写し

※1～10は提出必須。11～12は該当する場合のみ提出。

※提出書類への会社印、代表者印の押印不要。

### (3) 提出先

宮崎県企業振興課食品・メディカル産業推進室 担当 小野  
〒880-8501 宮崎市橘通東2-10-1 宮崎県庁8号館4階  
電話番号：0985-26-7101 FAX：0985-26-7322  
mail：[shokuhin-medical@pref.miyazaki.lg.jp](mailto:shokuhin-medical@pref.miyazaki.lg.jp)

## 8 審査方法

### (1) 審査の方法

募集終了後、県において提出書類についての内容確認等を行い、補助金交付先選定審査会による審議を経た上で採択事業を決定します。

## (2) 審査項目

	審査項目	審査のポイント
1	現状分析	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現状の分析は明確であるか。</li> <li>・事業の目的や必要性は明確であるか。</li> </ul>
2	事業計画の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業計画は、当該補助事業の趣旨に適合しているか。</li> <li>・事業計画は、実現可能なものとなっているか。</li> </ul>
3	事業計画の有効性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業計画は、受託製造の新規受注・拡大又は事業の拡大に資するものとなっているか。</li> <li>・地域経済波及型に係る事業計画は、本県産の農林水産物の使用量増加など、県内経済への波及効果が期待されるか。</li> </ul>
4	事業者の運営体制	事業を円滑に推進するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有しているか。
5	総合評価	総合的に見て、補助事業として支援する必要があるか。

## 9 留意事項

- (1) 発注先の選定においては、競争入札を実施するか、複数の業者から見積書を取ってください。また、中古品を購入する場合は、3者以上の中古品流通業者から型式や年式が記載された見積書を取ってください。
- (2) 補助事業期間中において、県が実施する現地検査（中間検査、確定検査）への対応をお願いします。
- (3) 補助事業終了後3年間は、事業実施成果報告書（様式4）及び報告内容の根拠となる書類（決算書等）を提出してください。提出時期、提出方法等については別途通知します。また、この間、必要に応じて導入機械・設備の使用状況等の確認のため、実地調査等を行う場合があります。
- (4) 他の経理と明確に区分し、収支の状況を明確にした帳簿及び証拠書類等を整理し、補助事業の完了した日の属する年度の終了後5年間保存してください。
- (5) 補助事業以外への補助金の利用や転売目的のための備品購入など、「補助金等の交付に関する規則（昭和39年12月1日宮崎県規則第49号）」及び「食品製造事業者規模拡大支援事業補助金交付要綱」に定める規定に違反する行為がなされた場合、交付決定の取消、補助金等の返還、補助事業者名および不正の内容の公表等、法令等で規定された罰則を受けることがあります。
- (6) 1件当たりの取得価格が50万円以上の財産については、減価償却資産の耐用年

数等に関する省令に定められている耐用年数に相当する期間においては、承認を受けず補助金等の交付の目的に反しての使用、譲渡、交換、貸付、担保に供することはできません。

(7) 以下の経費は補助対象とならないため注意すること。

- ① 補助金交付決定より前に発注又は契約したもの
- ② 金融機関などへの振込手数料
- ③ 商品券、クーポン、ポイントで支払ったもの
- ④ 国や地方公共団体等から、既に補助を受けている経費
- ⑤ 機械導入時の既存設備の撤去に要する経費
- ⑥ その他社会通念上、適当でないと認められる経費

## 10 問合せ先

宮崎県企業振興課食品・メディカル産業推進室 担当 小野  
〒880-8501 宮崎市橘通東 2-10-1 宮崎県庁 8 号館 4 階  
電話番号：0985-26-7101 FAX：0985-26-7322  
mail：[shokuhin-medical@pref.miyazaki.lg.jp](mailto:shokuhin-medical@pref.miyazaki.lg.jp)